

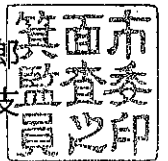
箕面市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく箕面市
住民監査請求（令和7年度第1号事案）に係る監査結果について、同条第5項の規
定により次のとおり公表する。

令和7年(2025年)11月4日

箕面市監査委員

瀧 洋二郎
藤 田 貴 支



請求人 (略) 様

箕面市監査委員 瀧 洋二郎
箕面市監査委員 藤 田 貴 支

箕面市住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき請求人から令和7年9月5日付け「箕面市職員措置請求書」（以下「請求書」という。）をもって提出のあった住民監査請求（令和7年度第1号事案）について、監査した結果を同条第5項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 請求人

（1名の住所・氏名 略）

第2 請求の要旨及び添付された事実証明書

1 請求の要旨

請求書に記載された請求の要旨は、次のとおりである。

- ・令和6年11月26日みどりまちづくり部道路整備室契約の市道箕面今宮線浸水シミュレーション業務委託（以下「本件業務委託」という。）に関して。
- ・本件業務委託の契約金1,419,000円は「排水区のモデル化」「シミュレーション」「報告書作成」が成果品として設計されているが、納品物は「報告書」しかなく、これは会計上不当である。また、指示書や仕様書は不存在（開示請求令和7年8月5日通知のR7箕み道第000815-001号の行政文書不存在による非開示決定について）であり、口頭での指示と原課は言っているが、口頭なら課内での報告メモなどがあると推測され、（音声可）開示物がないのも不当である。

- ・この行為により、支払った分のデータが市に納品されていないため、あらゆる角度での浸水シミュレーションができていない状況である。また、本件業務委託の納品物を満たしていない。
- ・求める措置請求は、データの納品である。

2 事実証明書

請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。

なお、請求人から提出された証拠書類等は「甲資料」とし、当方で付番しタイトルを付した。（＊部分は当方が付したコメントである。以下同じ。）

甲資料1：「市道箕面今宮線 浸水シミュレーション業務委託 報告書（令和6年度 箕面市みどりまちづくり部道路整備室 株式会社日建技術コンサルタント）」

＊報告書の「1.3 業務内容」は、「(1) 排水区のモデル化」「(2) シミュレーション」「(3) 報告書作成」の3つである。

甲資料2：本件業務委託に係る契約手続決裁書類（令和6年11月25日完結の起案、施行伺、随意契約理由書、支出負担行為伺書、仕様別紙、令和6年11月22日付け見積書）

＊「仕様別紙」の「概要」欄には、「排水区のモデル化 1式」「シミュレーション 1式」「報告書作成 1式」と記載されている。

また、「見積書」の「内訳明細書」は、「排水区のモデル化」「シミュレーション」「報告書作成」に分割されている。

甲資料3：本件業務委託に係る令和6年12月26日付け検査報告書及び令和7年6月11日付け行政文書開示決定通知書（検査報告書の開示）

＊検査報告書の「設計概要」欄には、「排水区のモデル化 1式」「シミュレーション 1式」「報告書作成 1式」と記載されている。

第3 請求の受理

本件請求について要件審査した結果、受付日である令和7年9月5日付けで受理することとし、請求人に対して9月11日付けで通知した。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づく意見陳述の聴取を行うこと、聴取日程については別途調整させてもらうことを併せて通知した。

第4 監査の実施

1 市長からの意見書の提出

市長に対し、請求書を送付し、請求書に対する意見書（証拠等関係書類を含む。）の提出を求めたところ、令和7年9月24日付け「住民監査請求の意見書の提出について（回答）」をもって箕面市みどりまちづくり部道路整備室作成の「住民監査請求にかかる意見書」（以下「市意見書」という。）及び資料が提出された。

市意見書に記載された要旨は、次のとおりである。

なお、市意見書に添付された資料は「乙資料」とし、提出時に市が付番したものと同様の番号を付すとともに、当方でタイトルを付した。

(1) 市道箕面今宮線道路安全対策事業について

市道箕面今宮線道路安全対策事業の概要等については、次のとおりである。

①市道箕面今宮線道路安全対策事業の概要

- ・市道箕面今宮線は、バス路線でもあり、箕面市域の重要な東西軸であるにも関わらず、歩道の未整備区間が多く、車両通行も含めて安全性の確保が求められているため、市は令和3年度に「箕面2丁目交差点付近」から「国道423号」までの約1.6km区間において、車道を幅6mに、その両側に歩道を幅1.5m以上整備する「全体整備計画」を策定した。
- ・整備手法として、建替の際に市が土地所有者に用地買収の協力を求めながら整備を行っていくものであるが、北小学校南側付近の区間約230mについては、水路を暗渠化することで、用地買収を伴わずに歩道整備が可能であることから、令和4年度と令和5年度で実施する計画とした。

②本件業務委託の目的及び手法について

- ・本件業務委託の目的は、「市道箕面今宮線道路安全対策事業」で令和4年度予算と令和5年度予算で実施した又は実施中の市道箕面今宮線道路安全対策工事No.1及び市道箕面今宮線道路安全対策工事No.2の中で水路を暗渠化した後の流下能力の検証である。
- ・検証内容は、想定最大規模降雨（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項）1時間当たり147ミリメートル（以下、1時間当たりの降雨量の単位を「mm/hr」とする。）に対するシミュレーションを行うとともに、埋設管が耐えうる降雨量について、トライアルによりシミュレーションを行い、埋設管の許容降雨量を検証するものである。
- ・検討の手法については、市で平成28年度に「（仮称）箕面市水防整備指針策

定業務委託」(以下「指針策定業務委託」という。)において、箕面市全域を対象とした雨水解析シミュレーションを雨水解析ソフト「InfoWorksICM」(以下このソフトを「InfoWorks」という。)により実施していることから、指針策定業務委託で活用した排水区のモデルを基本とした。

- ・この基本モデルのうち、当該水路区間を暗渠化した改修後のものに変更し、この埋設管の流下能力について再度検証した。

(2) 事実関係の整理

本件業務委託に関する事実関係については、次のとおりである。

①本件業務委託を実施した理由

- ・令和6年第3回定例会本会議の一般質問において、市道箕面今宮線の安全対策を図るため、「市が当該路線の水路を暗渠化した後、どの程度の雨量まで耐えうるのかを把握しておく必要性」について、問題提起があった。
- ・市は、市民の安全・安心を確保する観点から、当該水路を暗渠化した後の流下能力を検証する必要があると判断し、本件業務委託の実施を決定した。

②時系列(乙資料1)

- ・令和6年10月28日令和6年第3回定例会本会議一般質問
- ・令和6年11月26日契約締結
- ・令和6年12月26日検査報告書(業務完了)
- ・令和7年1月16日支出

乙資料1：本件業務委託に係る令和6年11月26日付け契約書、同年12月26日付け検査報告書及び令和7年1月6日起票の支出命令書

＊契約書には仕様書は添付されていない。

＊検査報告書は、甲資料3と重複

(3) 請求人が主張する不当の理由について市の意見

①納品物の不足

- ・請求人は、「市は、本件業務委託の成果品を『排水区のモデル化』『シミュレーション』『報告書作成』として設計しているが、納品されたのは『報告書』のみであり、会計上不当である。」と主張する。
- ・「排水区のモデル化」については、基本モデルのうち、当該水路区間を暗渠化した改修後のものに変更するもので、この内容については、報告書P.3～P.4

にまとめている。

- ・「シミュレーション」については、想定最大規模降雨147mm/hrに対するシミュレーションの結果を報告書P.11～P.14に、埋設管の許容降雨量のシミュレーション結果を報告書P.14頁～P.19にそれぞれまとめている。
- ・市は、これらの結果をまとめた報告書の納品を求めており、必要事項が記載された報告書が納品されていることから本件業務委託の成果として問題はない。
- ・なお、本件業務委託で基本としたシミュレーションモデルは、指針策定業務委託で活用しており、市において妥当性を確認している。
- ・また、報告書の照査については、本件業務委託の中で、管理技術者・照査技術者を定め有資格者により実施している。（乙資料2）
- ・この報告書の納品により、当該水路を暗渠化した後の埋設管の許容降雨量を把握するという本件業務委託の目的は達成されている。（乙資料3）
- ・以上のことから、不当な会計の事実はない。

乙資料2：令和6年11月26日付け管理技術者通知書（経歴書付き）及び
同日付け照査技術者通知書（経歴書付き）

乙資料3：「市道箕面今宮線 浸水シミュレーション業務委託 報告書（令和
6年度 箕面市みどりまちづくり部道路整備室 株式会社日建技
術コンサルタント）」

＊甲資料1と重複

②指示書や仕様書が不存在であるため納品物の不足に至っている

- ・請求人から提出された行政文書開示請求書「令和6年11月26日契約の市道箕面今宮線浸水シミュレーション業務委託に係る仕様書、指示書、質問書など」に対して、市は行政文書不存在による非開示の決定を請求人に通知している。（乙資料4）
- ・上記の行政文書不存在の理由については、本件業務委託の目的を達成するために趣旨や必要な業務を明確にした上で見積書の提出を求め、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約（以下「2号随契」という。）を特定の事業者と締結していることから、「仕様書」の作成は行っていない。
- ・また、業務の実施に当たっては、市の趣旨や目的が明確であることから、変更や疑義が生じることはなく、「指示書、質問書」等を作成する必要がなかった。

- ・なお、本件業務委託については、その業務目的を達成した報告書が提出されていることに加え、本市における業務委託提出書類一覧のうち、本件業務委託に必要な書類については提出がなされている。（乙資料５、乙資料６）
- ・以上のことから、請求人の主張は認められない。

乙資料４：令和７年６月１１日付け行政文書開示請求書（本件業務委託に係る仕様書、指示書、質問書など）及び同年８月５日付け行政文書不存在による非開示決定通知書（本件業務委託に係る仕様書、指示書、質問書など）

乙資料５：業務委託提出書類一覧
＊作成者及び作成時期不明

乙資料６：本件業務委託に係る令和６年１１月２６日付け着手届、業務工程表、同日付け管理技術者通知書（経歴書付き）、同日付け照査技術者通知書（経歴書付き）、同日付け担当技術者通知書（経歴書付き）及び同日付け暴力団排除に関する誓約書

③あらゆる角度での浸水シミュレーションができないため、シミュレーションデータの納付を措置請求する

- ・本件業務委託における目的が達成されていることから、市がこれ以上の浸水シミュレーションを実施する必要はない。
- ・InfoWorksのデータについては、市がInfoWorksのソフトを保有しておらず内容の確認ができないため、成果品として提出を求めている。
- ・以上のことから、シミュレーションデータの納品については必要がない。

２ 関係職員からの意見陳述の聴取

地方自治法第２４２条第８項に規定する職員の陳述の聴取については、市意見書の提出を求めた際に併せて通知し、日程調整した結果、令和７年１０月１日に関係職員の意見陳述が行われ、請求人立会いのもと、これを聴取した。

関係職員から聴取した内容のうち、市意見書の内容との重複をできるだけ除くと、概ね次のとおりである。なお、監査委員からの質問に対する回答も含んでいる。

（１）仕様書が必要かについて

契約にあたり仕様書を作成しなかったことについて監査委員から質問があり、市は次のように回答した。

複数の業者から見積りを徴収する場合においては、条件を同一にする必要があるため仕様書を作成するが、本件業務委託は業務の性質から委託先が特定される2号随契である。よって、仕様書を作成せずやりとりを行ったもの。

3 請求人からの追加提出資料

請求人が追加で提出した資料は、次のとおりである。なお、当方で付番しタイトルを付した。(甲資料4～7は10月6日の意見陳述前、甲資料8はその後に提出)

甲資料4：「平成26年10月6日(月)平成26年度第5回大阪府河川整備審議会 資料1 近年の降雨について」

＊請求人から資料掲載ホームページのアドレスの連絡があった。

＊この資料をもとに、請求人は、平成7年から平成26年までの20年間で140 mm/hr以上の降雨量は大阪府で10回発生していると主張

甲資料5：令和7年5月降雨時の動画

甲資料6：「令和7年6月4日(水)令和7年度第1回大阪府河川整備審議会 資料1 令和6年度までの審議内容および今年度のスケジュール等について」

＊この資料には「気候変動を踏まえた基本高水流量の検討にあたっては、1.15倍を基準とすることとした」(P.5)などと記載されている。

甲資料7：「気候変動を踏まえた大阪府域における降雨分析について(河川技術論文集 第31巻 2025年6月)」

＊この資料には「1.15倍を基本とする治水対策の検討を進めることとした」(P.327)などと記載されている。

甲資料8：指針策定業務委託の際にシミュレーションソフト用の電子データが納品されたことを証する資料一式(業務委託仕様書(平成28年9月)、電子データの入ったディスクの写真、当該電子データの開示決定通知書)

＊上記業務委託仕様書には、提出図書が明記されており、そのうちの一つに「③上記電子データ(ワード、PDF及びソフトデータのモデルを含むオリジナルデータ) 1式」がある。

4 請求人からの意見陳述の聴取

請求人に対しては、地方自治法第242条第7項の規定に基づき意見陳述の機会

を設けることとし、令和7年10月6日に請求人の意見陳述が行われ、これを聴取した。

聴取した内容のうち、請求書の内容との重複をできるだけ除くと、概ね次のとおりである。

〔シミュレーションにおける想定最大規模降雨 147mm/hr の設定について〕

- ・甲資料6の中に、『気候変動を踏まえた治水計画立案の考え方』の検討に当たり、国土交通省河川整備基本方針検討小委員会で用いている検討フローをベースに基本高水の設定手法について審議され、「降水量変化倍率 1.15 倍を乗じた雨量で計算する」ことが決定した会議の内容があり、この内容を箕面市が、今回のシミュレーションに、適切に当てはめているのか疑問がある。
- ・指針策定業務委託の時から 147mm/hr を参考にしているが、平成27年と現在の雨の降り方が同じと考えるのは根本的に間違っているのではないか。

5 市補足意見

請求人による意見陳述の結果、市長に対して次の(1)及び(2)について補足意見の追加提出を求めたところ（参考として、乙資料3のP.7～P.8の抜粋、乙資料3のP.7に記載された「浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法平成27年7月 国土交通省水管理・国土保全局」並びに甲資料6及び甲資料7の抜粋を添付）、令和7年10月20日付け「住民監査請求における補足意見の追加提出について（回答）」をもって提出があった。その内容要旨は、次のとおりである。

(1) シミュレーションにおける想定最大規模降雨147mm/hrの設定について

質問①：設定手法の考え方とはどのようなものか？（乙資料3参照）

当該設定手法は現時点でも有効

回答①：「地域区分」・「流達時間」・「降雨波形」・「最大降雨量」を設置に用いる項目とし、まずは「地域ごとの最大降雨量」の表に基づき流域面積と流達時間から雨量を決定し、次に「降雨波形」の図を用いて1時間雨量が決定した雨量になるように降雨波形を引き伸ばし、想定最大規模降雨を設定する。（報告書P.7～P.11参照）

当該手法については、国土交通省から「平成27年7月以降、改定は行われておらず、想定最大規模降雨の設定方法にも変更がないこと」を確認している。

質問②：本件業務委託のシミュレーションにおける「想定最大規模降雨」と、「降

雨量倍率を1.15倍として算出した基本高水流量」（甲資料6及び甲資料7参照）とは、何らかの関連性があるか？

関連がある場合、想定最大規模降雨の設定については、「降雨量倍率を1.15倍として算出した基本高水流量」の考え方が踏まえられているか？

回答②：「想定最大規模降雨」と「降雨量変化倍率を1.15倍として算出した基本高水流量」との関連性はない。

大阪府が設定している「降雨量変化倍率を1.15倍として算出した基本高水流量」は、国の「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」に基づき、降雨量変化倍率（2℃上昇時1.08～1.23倍、4℃上昇時1.14～1.34倍）を用いて算出されたものであり、河川の計画・設計における考え方。これは、計画降雨に対して1.15倍とするものであり、想定最大規模降雨に対して1.15倍とするものではない。

また、計画降雨は、河川計画における1/100年確率降雨であり、豊能地域での時間最大降雨量は85.5mm/hrになる。

なお、想定最大規模降雨は、1年間に発生する可能性が0.1%以下、いわゆる1000年確率の降雨であり、147mm/hrの降雨になる。

(2) 本件業務委託に係る提出図書について

質問③：本件業務委託において、電子データ（ワード、PDF及びソフトデータのモデルを含むオリジナルデータ）一式の提出を求めなかった理由は？

回答③：報告書及び参考資料の電子データであるワード、PDFデータについては成果品としての提出を求め受領している。一方、INFOWorksに係るシミュレーション結果などの電子データについては、市が同ソフトを所有しておらず途中の計算過程を確認できないことや、計算結果についても事業者において照査を行ったうえで提出するよう求めていることから、提出を求める必要はないと判断した。

第5 監査の結果

1 本件業務委託に至る経緯について

本件業務委託に至る経緯については、上記「第4」の「1」の「(1) 市道箕面今宮線道路安全対策事業について」及び「(2) 事実関係の整理」のとおりと認められる。また、本件業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約により締結されたものである。

2 本件業務委託の契約内容及び仕様書について

本件業務委託の契約内容については、乙資料1の契約書のとおりであり、当該契約書の条項には納品物は規定されておらず、当該契約書に仕様書は付されていない。

また、地方自治法、地方自治法施行令及び箕面市契約規則（昭和55年箕面市規則第40号）においても、契約書に仕様書を付すとする規定はなく、仕様書作成が義務であるとまでは認められない。指示書についても同様である。

3 本件業務委託における納品物の不足について

本件住民監査請求は、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、不当な契約の履行があると請求人が認め、当該行為を是正するために必要な措置を講ずべきことを請求するものであり、是正に必要な措置とは「排水区のモデル化」と「シミュレーション」（甲資料8と同様のシミュレーションソフト用の電子データを含む）の納品である。

請求人は、本件業務委託では「排水区のモデル化」「シミュレーション」「報告書作成」が成果品として設計されているところ納品物は報告書（甲資料1＝乙資料3）だけしかなく不当だと主張する。さらに、指針策定業務委託の際にはシミュレーションソフト用の電子データが納品されていた（甲資料8）ことを根拠とし、本件業務委託においては同様の電子データの納品がなされておらず、あらゆる角度での浸水シミュレーションができないと主張する。

これらの主張のうち後段については、両業務委託について納品物が異なることは事実である。しかしながら、委託内容、委託時期、所管部署など様々な条件の違いがあり、納品物についても都度、委託業務を所管する部署によって判断されるべきものであるため、シミュレーションソフト用の電子データの納品がなされていないことが、本件業務委託の内容たる市道箕面今宮線の浸水シミュレーションの結果に影響するとまではいえない。また、シミュレーションソフト用の電子データを用いて本件業務委託以外に別の浸水シミュレーションを行うことができないことについては、市道箕面今宮線の水路に管理設する整備に伴い、管路がどの程度の降雨量まで耐えることができるのかシミュレーションするという本件業務委託の目的と異なるため、請求人の主張は認められない。

前段については、甲資料2のうち「仕様別紙」の「概要」欄には、「排水区のモデル化 1式」「シミュレーション 1式」「報告書作成 1式」と記載されており、これら3点が納品物であるという意味ではない。また、甲資料2のうち「見積書」の「内訳明細書」は、「排水区のモデル化」「シミュレーション」「報告書作成」に分割されているが、こちらも同様に納品物であるという意味ではない。報告書（甲資料1＝乙資料3）では、P.1に「1.3 業務内容」として「(1) 排水区のモデル化」

「(2) シミュレーション」「(3) 報告書作成」の3つが記載され、P.3～P.4で「排水区のモデル化」について、P.5～P.25で「シミュレーション」について、それぞれ記載されている。受注者が「排水区のモデル化」と「シミュレーション」を行い、それらの結果を報告書にまとめて市に納品したと解するのが妥当であり、甲資料2のうち「仕様別紙」及び「見積書」にも矛盾しない。納品物が報告書だけであることは不当ではないと認められる。

4 その他請求人の主張について

請求人は、納品物の不足以外にも、本件業務委託のシミュレーションにおける想定最大規模降雨 147mm/hr の設定について、1.15 倍の雨量でシミュレーションすべき、平成 27 年と現在の雨の降り方が同じと考えるのは間違っているなどと主張する。

しかし、本件住民監査請求は、納品物が不足していることが不当であるから不足分の納品を求めるものであって、その余の主張は原則として監査の結論に影響はない。例外として、本件業務委託の内容が裁量権を逸脱・濫用したものであれば、結論に影響するものである。

これら請求人からの主張に対し、市は補足意見をもって反論しており、その内容を見る限り、少なくとも本件業務委託の内容が裁量権を逸脱・濫用したものと認められない。

5 結論

以上のとおり、本件業務委託において納品物が報告書だけであることは不当ではないと認められ、本件業務委託が裁量権を逸脱・濫用したとは認められないため、本件住民監査請求については、理由がないと判断して棄却する。

以上

【付帯意見】

市長に対して、次のように意見を述べる。

市は、契約事務の執行に当たっては、法令に反しない限り広範な裁量権を有しているが、その結果については説明責任を負うべきものとする。本件業務委託で仕様書を作成していないことについて、市意見書では「本件業務委託の目的を達成するために趣旨や必要な業務を明確にした上で見積書の提出を求め、2号随契を特定の事業者と締結していること」を理由としている。しかし、事業者に対して「趣旨や必要な業務を明確にした」証拠はなく（少なくとも提出はなかった）、2号随契に

について、仕様書作成が義務であるとまでは認められないが、仕様書を不要とする根拠もない。むしろ、地方自治法第234条の2第1項、地方自治法施行令第167条の15第2項及び箕面市契約規則第44条第1項の規定によると、随意契約を含め、「工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約」（委託契約を含む）の検査は、「契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない」とされており、書類として明記されたものの存在が想定されている。契約は口頭でも成立し得るものではあるが、市が契約当事者である場合は書面主義であるべきである。受注者との認識の齟齬が生じないよう、また、市民に対して市が適正に契約事務を行っていることを示すことができるよう、契約締結に当たっては仕様書又はそれに代わる書類の作成を要望するものである。